

「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

遠 藤 敏 郎

賛 成 議 員

坂 本 弘

蛇 石 郁 子

佐 藤 文 雄

今 井 久 敏

八 重 樫 小 代 子

高 橋 隆 夫

熊 谷 和 年

熊 田 有 門

猪 越 三 郎

「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設産業は日本の基幹産業として、今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してきた。

しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしている。

国においては、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること」の附帯決議が付され、また、諸外国においては、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールづくりが必要であるため、政府においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 公共工事における建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）、いわゆる「公契約法」の制定を検討すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月19日